



【ゾーン30】 交通規制について



県公安委員会では、北金ヶ沢字塩見形・関字栃沢区域の生活道路を「ゾーン30」に指定し、令和4年1月下旬から規制が開始される予定です。規制標示などの設置工事中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

「ゾーン30」
とは…

◆住宅が多いところ、小学校の近くなど生活道路における交通安全対策のひとつで、自動車の速度を抑制し、歩行者、自転車が安全に通行できることを目的としています。

このような標識・標示が目印です！



〈設置イメージ〉

◆一定のゾーンを指定し、ゾーン内は自動車の最高速度をすべて時速30kmに規制します。また、歩行者等の通行を最優先とするため、歩道のカラー舗装などの道路整備を行います。

「ゾーン30」
では…

- ◆自動車はすべて最高時速30kmです。スピードの出しすぎに注意しましょう。
- ◆生活道路に指定されています。歩行者、自転車の優先を心掛けましょう。



◆問い合わせ先 深浦町役場 建設課 ☎ (74) 4413
 鯉ヶ沢警察署 交通課 ☎ (72) 2151

深浦町ゾーン30新設地区
「北金ヶ沢・関地区」
※国道101号は含みません※

安全な生活環境のため、赤点線エリア内の
最高速度規制が30kmに変わります。

